

移管先に関する検討会でのこれまでの議論（期待、課題とその対応策）

移管先	期待	課題	課題に対する工夫
内閣府本府		<p>《消費者庁設立時の経緯》 ○内閣府から、消費者行政に係る分担管理事務をすべて切り出して<u>消費者庁を設立した経緯に反する</u>。【委員】</p> <p>《行政組織間の役割分担》 ○内閣府本府（<u>国民生活センター</u>）が政策の実施機能を担い、外局である消費者庁が政策の企画立案機能を担うこととする必要性の説明がかなり難しい。【委員】</p> <p>○外局である消費者庁と並立することとなり、その必要性の説明や所掌事務の切り分けがかなり難しい。【委員】</p>	

（凡例）

【委員】：本検討会において委員より示された期待、課題、課題に対する工夫等

【ヒアリング】：本検討会（第1回～第4回）で実施した有識者ヒアリングにおいて示された期待、課題、課題に対する工夫等

・明朝体部分は事務局による補足。

移管先	期待	課題	課題に対する工夫
消費者委員会	<p>○国民生活センターは消費者委員会と類似・共通の機能がある。<u>一体化して、全省庁に対して提言・勧告もできるという形はどうか。</u>【ヒアリング】</p>	<p>《組織上の限界》 ○消費者委員会は審議会等であり、<u>国民生活センターのような実施機能を担うのは適当ではない。</u>【委員】</p> <p>○（審議会等である）消費者委員会には、（内閣府設置法上、）<u>施設等機関や特別の機関は置くことができない。</u>【委員】</p> <p>《消費者庁設立時の経緯》 ○消費者委員会を<u>3条委員会に改組する場合、消費者庁設立に向けた検討の際に、消費者庁という独立官庁型の組織形態を取ることとした経緯に反する。</u>【委員】</p>	<p>《法制度面》 ○<u>ADRについては、議論はありうる。</u>【委員】</p> <p>《法制度面》 ○<u>消費者委員会を3条委員会とすることも考えられる。</u>【ヒアリング】</p>

移管先	期待	課題	課題に対する工夫
消費者庁	<p>○消費者行政に係る国の行政組織・事務分担の経緯を踏まえると、<u>消費者庁に移管するのが自然。</u>【委員】</p> <p>○消費者庁、消費者委員会、国民生活センターが<u>一体となり、一定の規模をもって消費者行政を推進・運用するのが、いちばん効果的であり、効率的。</u>司令塔機能と監視機能は<u>一体不可分であり、司令塔機能を発揮するためには現場が必要。</u>【ヒアリング】</p> <p>○消費者庁は動いてくれないという批判があるが、<u>相談現場、法執行、審議会など一元化されるべきものが分かれており、困難な状況にある。</u>消費者庁は小さな組織であり、<u>応援できる環境を作らないと機能しないのではないか。</u>【ヒアリング】</p> <p>○司令塔に「現場」を取り込むべき。現場の情報が政策に活かされていない。【委員】</p> <p>○地方自治体において消費者行政の優先順位は高くなく、厳しい財政状況の中で、一定の消費者行政のレベルを確保していくためには、<u>国における一体化した消費者行政の司令塔等の機能と、地方の現場からの消費者の声が届く連携・協力のネットワ</u></p>	<p>《業務運営の独立性》</p> <p>○（消費者庁のトップに）<u>どういう人が来ても国民生活センターの独立性、柔軟性がきちり保たればいいが、消費者庁が考えていることと違うことをしたときに、人事権を持っているところで抑えられてしまう心配がある。</u>【ヒアリング】</p> <p>《国民生活センターのノウハウの活用》</p> <p>○消費者庁に一元化される場合には、<u>国民生活センターに蓄積されたノウハウを活用する体制を作ってほしい。</u>【ヒアリング】</p>	<p>《法制度面》</p> <p>○内部部局ではなく、<u>施設等機関や特別の機関</u>といったように形式を分けておくことで、<u>一定の独立性を担保することが考えられる。</u>【委員】</p> <p>○職務執行の<u>独立性を法的に担保すること</u>も考えられる。【委員】</p> <p>《運用面》</p> <p>○場所を離すなど、<u>法制度を超えたところで独立性をアピールする工夫の仕方</u>もある。【委員】</p> <p>○国への移行後において柔軟性、機動性が確保されていることをチェックするため、<u>消費者委員会等外部からの監視、検証がなされることが重要。</u>【国民生活センター】</p> <p>《運用面》</p> <p>○財産事案の情報分析・提供業務に係る試行の中で、<u>消費者政策検討会議（※）を開催し、国民生活センターとともに制度改正などについて検討</u>【消費者庁】</p> <p>※：消費者庁と国民生活センターの幹部で構成され、制度改正など政策形成に係る事項や試行を通じた業務改善に係る事項などについて意見交換を行う。</p>

	<p>一クの創出がカギになる。【ヒアリング】</p>	<p>《適切な組織形態の選択》</p> <p>○国民生活センターを消費者庁の施設等機関とする場合、<u>現在センターが実施している事務を全て施設等機関で実施することが</u> <u>適当かどうか議論がありうる。</u>【委員】</p> <p>○<u>相談を担当する機関ないし組織、ADRを担当する機関ないし組織、行政処分を担当する機関ないし組織は、それぞれ分けること</u> <u>が望ましい。</u>【委員】</p>	<p>《法制度面》</p> <p>○<u>法律によって、消費者庁に特別の機関として置くことが考えられる。</u> <u>ただし、特にそのような考え方を取らなければならない必要性を説明する必要。</u>【委員】</p> <p>○消費者庁において、<u>内部部局で行政処分に関する事務を行い、相談・あっせん、ADR等を行う特別の機関を置き、さらに消費者庁による指揮監督を制限する制度をとることが考えられる。</u>【委員】</p>
--	----------------------------	---	---